

# 回 答 票

令和3年9月29日

佐賀県健康福祉部障害福祉課施設担当

佐賀県立視覚障害者情報・交流センターの指定管理者の指定申請手続きに関する要項、仕様書等について、下記のとおり質問事項に回答いたします。

項目	質問内容	回答
内容	<p>【資料名】： 現地説明会資料 【ページ・項目】： P14 ⑦相談支援事業</p> <p>・相談支援業務の公用車車種の指定要件があればお願い致します。 ※ハイブリット車・普通車、軽自動車・新車、中古車等</p> <p>・公用車の購入方法は指定がありますか？ ※リース、分割支払い購入等</p> <p>・公用車+679 パンプ等作成+216 とありますが合計との差額は何にあたりますか？</p>	<p>回答</p> <p>・県では、原則としてハイブリッド車や電気自動車等のいわゆるエコカーを公用車として採用することとしています。 指定管理者においても、指定管理委託料の中から調達される公用車はエコカーを採用するようにしてください。 なお、普通車が軽自動車か、新車か中古車かについては特に制限ありません。</p> <p>・公用車の調達はリース方式を想定しています。</p> <p>・相談支援業務 1,571 千円と、公用車 679 千円・パンプ等作成 216 千円との差額 676 千円は、職員旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費を想定しています。</p>

※ 質問事項は、本様式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。